

(改善事項) 創成科学研究科 地域創成専攻 (M) , 臨床心理学専攻 (M) , 理工学専攻 (M) , 生物資源学専攻 (M)

10. <教育方法の説明が不十分>

「データサイエンス」については、研究科の全学生が受講する科目であるが、具体的な授業方法、例えば、どの様にグループ分けを行うのか等の説明が十分ではないため説明を充実させること。

【4専攻共通】

(対応)

以下の内容により「設置の趣旨等を記載した書類」を修正する。

研究科全学生を対象とした基盤教育科目として、「データサイエンス」(必修2単位)を開設し、授業の前半(9回)ではデータサイエンスに関わる専門用語、考え方及び主な手法等理論と技術の解説を行い、後半(6回)では、文系・理系の学生が混在したグループ学習の形で、データ分析のプロセスを演習形式で学ばせる。

前半の授業は受講生全体をほぼ同じ人数となるように各クラス110名~140名程度の3クラスに分け、技術用語、考え方及び主な手法等について同じ内容を学ぶ。これによって最低限の知識を共有した上で後半の演習に臨む。ただし、学部時代に数学を学んだ学生にとっては、それらの内容は数式を用いて説明した方が習得しやすい。その一方で、学部時代に数学を学んでいない学生にとっては、数式を用いて説明されると習得は難しい。そこで、3クラスの中で1クラスは学部時代に数学を学んでいない学生で編成し、数式をできる限り使わずに講述する。残りの2クラスは理工学部学生を中心に編成し、数式を使って講述する。

後半の演習は全学生をランダムに1クラス40名程度の9クラスに分けた後、それぞれ専攻やコースが異なる5~6人程度のグループに分けて演習形式で行う。この演習ではデータ探索の重要性、可視化の効果、分析ツールの選択と利用方法について説明した上で、グループごとに現実のデータ分析に取り組み、ディスカッションを通じてデータから新たな知見を導出するプロセスを体験する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (64ページ)

新	旧
(64ページ)	(53ページ)
② 研究科共通科目 (中略)	② 研究科共通科目 (中略)
ア. 研究科基盤教育科目	ア. 研究科基盤教育科目
研究科全学生を対象とした基盤教育科目として、「データサイエンス」(2単位必修)を開設する。データ処理に関する基礎知識・技能、とりわけ統計処理に関する素養は、文系・理系を問わず、全ての研究分野、また実社会において必要性が増している。授業の前半(9回)ではデータサイエンスに関わる理論と技術の解説を行い、後半(6回)では、文系・理系の学生が	研究科全学生を対象とした基盤教育科目として、「データサイエンス」(2単位必修)を開設する。データ処理に関する基礎知識・技能、とりわけ統計処理に関する素養は、文系・理系を問わず、全ての研究分野、また実社会において必要性が増している。授業の前半(9回)ではデータサイエンスに関わる理論と技術の解説を行い、後半(6回)では、文系・理系の学生が

混在したグループ学習の形で、データ分析のプロセスを演習形式で学ばせる。

前半の授業は受講生全体をほぼ同じ人数となるように各クラス110名～140名程度の3クラスに分け、技術用語、考え方及び主な手法等について同じ内容を学ぶ。これによって最低限の知識を共有した上で後半の演習に臨む。

後半の演習は全学生をランダムに1クラス40名程度の9クラスに分けた後、それぞれ専攻やコースが異なる5～6人程度のグループに分けて演習形式で行う。この演習ではデータ探索の重要性、可視化の効果、分析ツールの選択と利用方法について説明した上で、グループごとに現実のデータ分析に取り組み、ディスカッションを通じてデータから新たな知見を導出するプロセスを体験する。

混在したグループ学習の形で、データ分析のプロセスを演習形式で学ばせる。

(改善事項) 創成科学研究科 地域創成専攻 (M) , 臨床心理学専攻 (M) ,
生物資源学専攻 (M)

1 1. <教育方法が不明確>

多数の科目を配置しているが、どのような時間割でどの教室で行うのかを実現可能性を明確にして説明すること。【地域創成専攻及び生物資源学専攻と共通】

(対応)

以下の内容を、「設置の趣旨等を記載した書類」の「6. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件」「(2) 専攻毎の教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件」「②臨床心理学専攻」の「イ. 履修指導」の部分に、「時間割編成の考え方」として追記することで対応する。

研究科共通科目・専攻基盤科目・専攻専門科目・学位論文指導科目を挿入する形で地域創成専攻の時間割を作成した。総合科学部および教養教育院の授業時間割とも照合した上で、教室の対応も含め問題なく関連授業が開講できることが確認された。

研究科共通科目のうち、あらかじめ受講者数が多いと予想される授業（国際協力論, グローバル社会文化論, 科学技術論A～E）については、理工学部キャンパスの共通講義棟の教室も含め、大規模教室を割り当てて対応する。専攻基盤科目, 及び学位論文指導科目のうち「領域横断セミナー」, 専攻専門科目の受講者は数名～最大十数名程度と考えられ、現有のゼミ室・教室で十分対応できる。なお、授業運営や教育効果に支障をきたすおそれがある場合、他専攻からの受講希望者については受講者数を制限することがある。

他専攻提供の教育クラスター科目は、他専攻の時間割に基づき、他専攻の教室や研究室で開講される。各クラスターには多くの分野横断的科目が設定されており、また本専攻の入学定員は16名であることから、他専攻の特定の教育クラスター科目に多くの受講者が集中することはない。なお、本専攻では、履修を推奨する教育クラスター, 教育クラスター科目を設定しているが、本専攻の開講科目と学生が履修を希望する他専攻提供の教育クラスター科目の開講時間を調整することで、スムーズな履修が行えるようにする。

学位論文指導科目の「臨床心理学特別演習」については、担当教員と受講者が相談の上、適宜開講日時を決定し、基本的に各教員研究室で開講する。そのため、開講曜日・講時や教室割り当ての上での問題は生じない。

なお、受講者（とくに社会人学生等）の都合を踏まえ、相談の上、必要があれば授業の開講曜日・講時を変更する等の対応をとり、学生主体の柔軟な履修計画が立てられるよう配慮する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (142 ページ)

新	旧
(142 ページ) イ. 履修指導 (ア) 履修指導の方法 4月上旬に専攻の入学者全員を対象としたオリエンテーション・履修ガイダンスを開き、専攻の教育理念, 教育課程の編成, 研究指導の方	(116 ページ) イ. 履修指導 4月上旬に専攻の入学者全員を対象としたオリエンテーション・履修ガイダンスを開き、専攻の教育理念, 教育課程の編成, 研究指導の方

法とスケジュール、研究科京津科目の履修方法、履修モデルと具体的な履修プランの設計、履修登録の方法等について丁寧な説明を行う。

(中略)

前期末・後期末に指導教員は指導学生の成績(単位取得状況)を確認し、適切な履修指導を行う。

(イ) 時間割編成の考え方

以下のように、学生の想定される受講状況を踏まえ、専攻の時間割や教室の割り当てを設定する。

研究科共通科目のうち、あらかじめ受講者数が多いと予想される授業については、理工学部キャンパスの共通講義棟の教室も含め、大規模教室を割り当てて対応する。学位論文指導科目のうち「臨床心理分野横断セミナー」の受講者数は、最大でも本専攻の入学定員(12名)程度であることから、ゼミ室・小規模教室を割り当てる。

専攻専門科目は、前期・後期のそれぞれにバランスよく開講する。同科目の受講者は、教育クラスター科目として他専攻から受講を希望する学生を含めても数名～十数名程度と考えられ、現有のゼミ室・教室で十分対応できる。なお、授業運営や教育効果に支障をきたすおそれがある場合、他専攻からの受講希望者については受講者数を制限することがある。

他専攻提供の教育クラスター科目は、他専攻の時間割に基づき、他専攻の教室や研究室で開講される。

学位論文指導科目の「臨床心理学特別演習」については、担当教員と受講者が相談の上、適宜開講日時を決定する。受講者は各教員の指導学生数名と考えられ、基本的に各教員研究室で開講する。

なお、受講者(とくに社会人学生等)の都合を踏まえ、相談の上、必要があれば授業の開講日時を変更する等の対応をとり、学生主体の柔軟な履修計画が立てられるよう配慮する。

法とスケジュール、研究科京津科目の履修方法、履修モデルと具体的な履修プランの設計、履修登録の方法等について丁寧な説明を行う。

(中略)

前期末・後期末に指導教員は指導学生の成績(単位取得状況)を確認し、適切な履修指導を行う。

令和2年度(2020年度) 臨床心理学専攻 時間割 (前期) (案)

前	月 曜		火 曜		水 曜		木 曜		金 曜		前
	科目名	担当者	科目名	担当者	科目名	担当者	科目名	担当者	科目名	担当者	
1・2 (8:40 10:10)	2年 ② 心理実践実習Ⅳ 山本真由美 他	ゼミ3	1年 科学技術論C(10) 木下和彦 藤ヶ島正科 他	K202	2年 ② 心理実践実習Ⅴ 山本真由美 他	ゼミ3	2年 ② 心理実践実習Ⅵ 山本真由美 他	2年 ② 心理実践実習Ⅲ 山本真由美 他	2年 ② 心理実践実習Ⅲ 山本真由美 他	ゼミ3	1・2 (8:40 10:10)
3・4 (10:25 11:55)	1年 科学技術論B 今田泰朝 杉山茂 他	K202	1年 科学技術論C(10) 島村祥口 下村直行 他	K202	1年 科学技術論E 山中英生 鎌田隆人 他	1年 科学技術論E 山中英生 鎌田隆人 他	1年 科学技術論E 山中英生 鎌田隆人 他	1年 科学技術論E 山中英生 鎌田隆人 他	1年 科学技術論E 山中英生 鎌田隆人 他	K402	3・4 (10:25 11:55)
5・6 (12:50 14:20)	1年 国際能力論 内藤直樹 葉嶋和彦 他	301	12年 デザイン思考実習 寺田政治 金村純子 他	K503	1年 グローバル社会文化論 野口謙明 高橋謙一 依田隆寛 他	1年 グローバル社会文化論 野口謙明 高橋謙一 依田隆寛 他	12年 精神医学特講(保健医 療分野に関する理論之 支援の展開)	12年 精神医学特講(保健医 療分野に関する理論之 支援の展開)	12年 精神医学特講(保健医 療分野に関する理論之 支援の展開)	大森智郎 (医) 山本真由美 青藤真空 他	5・6 (12:50 14:20)
7・8 (14:35 16:05)	2年 ② 心理実践実習Ⅳ(17:05 まで)	山本真由美 他	2年 ② 心理実践実習Ⅴ(18:20 まで)	山本真由美 他	1年 グローバルコミュニケーション 野口謙明 三橋茂子 他	2年 ② 心理実践実習Ⅵ 山本真由美 他	2年 ② 心理実践実習Ⅵ 山本真由美 他	2年 ② 心理実践実習Ⅵ 山本真由美 他	2年 ② 心理実践実習Ⅵ 山本真由美 他	ゼミ3	7・8 (14:35 16:05)
9・10 (18:20 19:50)	11・12 ① 臨床心理学実習A (20:25まで)	佐藤健二 他	12年 ① 臨床心理学実習A(2025 まで)	山本真由美 他	2年 ② 臨床心理学実習Ⅶ(17:05 まで)	山本真由美 他	2年 ② 臨床心理学実習Ⅶ(17:05 まで)	2年 ② 臨床心理学実習Ⅶ(17:05 まで)	2年 ② 臨床心理学実習Ⅶ(17:05 まで)	山本真由美 他	9・10 (18:20 19:50)
11・12 (18:00 19:30)	12年 ● 臨床心理学特講(隔年) 佐藤健二 他	307	12年 ● 臨床心理学特講(隔年) 佐藤健二 他	308	12年 ● 臨床心理学特講(隔年) 佐藤健二 他	12年 ● 臨床心理学特講(隔年) 佐藤健二 他	12年 ● 臨床心理学特講(隔年) 佐藤健二 他	12年 ● 臨床心理学特講(隔年) 佐藤健二 他	12年 ● 臨床心理学特講(隔年) 佐藤健二 他	佐藤健二 佐藤裕 佐藤裕 他	11・12 (18:00 19:30)
13・14 (19:40 21:10)	12年 ● 臨床心理学特講(特選) 内藤直樹 上田隆典(特)	308	12年 ● 臨床心理学特講(特選) 内藤直樹 上田隆典(特)	308	12年 ● 臨床心理学特講(特選) 内藤直樹 上田隆典(特)	12年 ● 臨床心理学特講(特選) 内藤直樹 上田隆典(特)	12年 ● 臨床心理学特講(特選) 内藤直樹 上田隆典(特)	12年 ● 臨床心理学特講(特選) 内藤直樹 上田隆典(特)	12年 ● 臨床心理学特講(特選) 内藤直樹 上田隆典(特)	横谷善次 中田宗良 横谷善次 中田宗良 横谷善次 中田宗良 他	13・14 (19:40 21:10)

(注1) 臨床心理学特講(12年) 学修論文指導科目、担当者: 臨床心理学専攻(前) 藤原 謙司、担当教員: 受講生で種別の上決定する。教室は各教員研究室。

(注2) 赤字は研究科共通科目、黒字は専攻専修科目、緑字は学修論文指導科目を示す。

(注3) 心療科実習Ⅰは4年時の実習を特選科目に便宜上配置したものであり、実習は、学生前に算入するスケジュールとなる。

前期 集中		前期 集中	
科目名	担当者	科目名	担当者
12年 ● 臨床心理学特講(特選) 内藤直樹(特)	内藤直樹	12年 ● 臨床心理学実習Ⅳ 山本真由美 他	山本真由美 他
12年 ● 臨床心理学実習Ⅳ (20:25まで)	山本真由美 他	12年 ● 臨床心理学実習Ⅴ (18:20まで)	山本真由美 他
12年 ● 臨床心理学実習Ⅴ (18:20まで)	山本真由美 他	12年 ● 臨床心理学実習Ⅵ (17:05まで)	山本真由美 他
12年 ● 臨床心理学実習Ⅵ (17:05まで)	山本真由美 他	12年 ● 臨床心理学実習Ⅶ (17:05まで)	山本真由美 他
12年 ● 臨床心理学実習Ⅶ (17:05まで)	山本真由美 他	12年 ● 臨床心理学実習Ⅷ (17:05まで)	山本真由美 他

令和2年度(2020年度)臨床心理学専攻 時間割 (後期)(案)

(後期)

月曜		火曜		水曜		木曜		金曜		前		
科目名	担当者	科目名	担当者	科目名	担当者	科目名	担当者	科目名	担当者	教室		
1・2 (8:40 10:10)						2年 ◎心理実践実習VI 他	山本真由美 他	2年 ◎心理実践実習III 他	山本真由美 他	306		
3・4 10:25 11:55)		2年 ◎心理実践実習V(11:10 まで) 他	山本真由美 他									
5・6 (12:50 14:20)	山本真由美 他											
7・8 (14:35 16:05)		1年 ビジネスモデル特講 他	山中亮生 森卓史 菅城知世									
9・10 (16:20 17:50)								2年 ◎心理実践実習III(17:05 まで) 他	山本真由美 他	306		
11・12 (18:00 19:30)	1年 ◎臨床心理学基礎演習Ⅱ(20:25 まで) 他	1年 ◎臨床心理分析概論Ⅱ 他	佐藤健二 山本哲也	2年 ◎臨床心理学習B(20:25 まで) 他	山本真由美 他	308	1年 ◎臨床心理学習A 他	内海千佳 山本哲也	307	12年 行動科学(他)	三浦悠 佐藤裕	
13・14 (18:40 21:10)		2年 ◎心理実践実習V 他	山本真由美 他					2年 ◎臨床心理学習VI(20:25 まで) 他	山本真由美 他	セミ3	1年 ◎心理実践実習I 他	山本真由美 他

(注1)臨床心理学特別演習Ⅰ(19年)、学位論文指導科目、担当者は臨床心理学専攻の指導員が担当する。講義は各教員が担当する。

(注2)心理学研究科共通科目、心理学は学位論文指導科目を除く。心理学は学位論文指導科目を除く。

(注3)心理学実習Ⅰ～Ⅵは45分間の実習時間割上に便宜的に配置したものであり、実際は、学生別に異なるスケジュールとなる。

後期集中		後期集中	
科目名	担当者	科目名	担当者
12年 ● 生涯発達心理学特講(隔年)	山本真由美	303	グローバルコミュニケーション シミュレーション 他
12年 ● 犯罪心理学特講(回法・犯 罪の展開)(隔年)	小坂清文		グローバルコミュニケーション シミュレーション 他
12年 ● 産業・労働分野に関する 理論と実践の展開(隔年)	田田宗良	306	
12年 ● 家族心理学特講(家族関 係・集団・地域社会における 心理支援に関する理論 と実践)(隔年)	横谷謙次	305	
12年 ● 心の健康教育に関する理 論と実践(隔年)	津村秀樹	309	

(是正事項) 創成科学研究科 臨床心理学専攻 (M)

1 2. <教員負担の適切性が不明確>

実習科目が多く、14 条特例も実施する計画であるため、教員に過度の負担があり教育効果に影響をきたす恐れがあるため、教員の負担が過度ではないことを説明すること。その際に、教員の一番忙しい時期のスケジュールを（学部教育を含む）示すこと。実習指導についてもどのように行うのかを明確にしつつ、実習指導への配慮も明確にすること。

(対応)

教員の一番忙しい時期のスケジュールにおいても、5 コマ分の研究時間、講義や校務の準備等の時間を確保することが可能である旨を「設置の趣旨等を記載した書類」に追加し、参考として別紙資料を添付した。

【補足説明】

教員が一番忙しい時期のスケジュールでは（次ページ資料参照）、前期は、講義・演習・実験実習が週に6 コマ、卒業論文指導、修士論文指導が週に3 コマ、実習の巡回指導が週に1 コマ、相談室実習のスーパーバイズが週に1 コマ、相談室実習のカンファレンスが週に2 コマ、教授会等の会議が週に4 コマあり、週に合計17 コマ分の負担がある。後期は、講義・演習・実験実習が週に4 コマ、卒業論文指導、修士論文指導が週に3 コマ、実習の巡回指導が週に1 コマ、相談室実習のスーパーバイズが週に1 コマ、相談室実習のカンファレンスが週に2 コマ、教授会等の会議が週に4 コマあり、週に合計15 コマ分の負担がある。1 日に最大5 コマ担当できるとすると、1 週間に担当できる25 コマ中、前期は8 コマ、後期は10 コマ分の剰余のコマがあり、1 週間で、研究に4～6 コマ、授業の準備に2 コマ、委員会の準備に2 コマ分の時間を使うことができる。

新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (186 ページ)

新	旧
(192 ページ) (2) 臨床心理学専攻 (中略) ④ 教員の負担の程度 社会人学生を指導する教員に対しては、学部・大学院の開講科目全体の中で授業負担の調整を図るとともに、当該教員の希望を踏まえ授業担当曜日や開講時間の調整を行うなどして、教員に過度な負担が生じないよう配慮する。土曜に授業を開講する場合、振替休日制度を利用する。 <u>また、教員の一番忙しい時期のスケジュールについても、5 コマ分の研究時間、講義や校務の準備等の時間を確保することが可能である。</u> <u>心理資料 24 教員の巡回指導体制・教員のスケジュール</u>	(161 ページ) (2) 臨床心理学専攻 (中略) ④ 教員の負担の程度 社会人学生を指導する教員に対しては、学部・大学院の開講科目全体の中で授業負担の調整を図るとともに、当該教員の希望を踏まえ授業担当曜日や開講時間の調整を行うなどして、教員に過度な負担が生じないよう配慮する。土曜に授業を開講する場合、振替休日制度を利用する。

心理実践実習を担当する教員のスケジュール(前期)

	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri
1・2講時 (8:40-10:10)	研究	研究	研究		卒業論文指導
3・4講時 (10:25-11:55)	研究	コース入門講義 (心身健康)	心理実践実習Ⅳ、 Ⅴ(巡回指導)		臨床心理学概論
12:00-12:45	教室会議			オフィスアワー	
5・6講時 (12:50-14:20)	心理学概論	委員会会議	心理学的支援法		
7・8講時 (14:35-16:05)		心理学実験実習Ⅲ		教授会	
9・10講時 (16:20-17:50)	心理実践実習Ⅲ (相談室実習) スーパーバイズ	心身健康総合演習 Ⅰ		コース会議	
11・12講時 (18:00-19:30)			臨床心理実習A (心理実践実習 Ⅱ)		臨床心理学特別演習
13・14講時 (19:40-21:10)			臨床心理実習A (心理実践実習 Ⅱ)	臨床心理的地域援助特論	

(※色付きのセルは公認心理師、臨床心理士の実習関連業務)

心理実践実習を担当する教員のスケジュール(後期)

集中: 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践

	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri
1・2講時 (8:40-10:10)	研究	研究	研究		卒業論文指導
3・4講時 (10:25-11:55)	研究	研究	研究	心理実習、心理実践実習Ⅰ(巡回指導)	
12:00-12:45	教室会議			オフィスアワー	
5・6講時 (12:50-14:20)		委員会会議	社会・集団・家族心理学		心理学実験実習Ⅱ
7・8講時 (14:35-16:05)	総合科学実践プロジェクトD (心身健康問題)			教授会	
9・10講時 (16:20-17:50)	心理実践実習Ⅲ (相談室実習) スーパーバイズ	心身健康総合演習 Ⅱ	心理演習	コース会議	
11・12講時 (18:00-19:30)			臨床心理実習B		臨床心理学特別演習
13・14講時 (19:40-21:10)			臨床心理実習B		

(※色付きのセルは公認心理師、臨床心理士の実習関連業務)

(是正事項) 創成科学研究科 地域創成専攻 (M) , 臨床心理学専攻 (M) , 理工学専攻 (M) , 生物資源学専攻 (M)

1 3. <教授会の説明が不十分>

研究科としての組織が大きくなったことにより、教授会の規模が大きくなり、専攻毎の教授数に大きな差が生まれることで、各専攻の意見が研究科教授会において適切に反映されない懸念があるため、教授会の運営方針等を示して適切に説明すること。【4専攻共通】

(対応)

教授会の運営方針を見直し、以下の内容により「設置の趣旨を記載した書類」, 「学則」, 「教授会規程」を修正する。

研究科に研究科長を置き研究科の運営方針、教員人事、予算の責任者となる。研究科長の下に、研究科代議員会、各専攻教授会を置く。

研究科代議員会は、研究科長、各専攻長、各専攻から選出された専任教授で組織し、研究科の管理運営に関する事項、各専攻教授会から付託された事項を審議し、議決する。

なお、各専攻教授会から付託された事項については、研究科代議員会の議決をもって、各専攻教授会の議決とする。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (195, 197 ページ)

新	旧
<p>(195 ページ)</p> <p>(1) 研究科の管理運営 (中略)</p> <p>② 管理運営体制</p> <p>研究科には、研究科教授会、教育クラスター運営委員会の教学面に関わる委員会を設置する。所掌する業務は以下のとおりである。</p> <p>ア. 研究科教授会</p> <p>研究科における教育課程の編成、学生の入学・課程の修了、学位の授与などの研究科の教育研究に関する重要な事項を審議するため、<u>研究科長の下に、研究科代議員会、各専攻教授会を置く。</u></p> <p><u>研究科代議員会は、研究科長、各専攻長、各専攻から選出された専任教授で組織し、研究科の管理運営に関する事項、各専攻教授会から付託された事項を審議し、議決する。各専攻教授会から付託された事項については、研究科代議員会の議決を持って、各専攻教授会の議決とする。</u></p>	<p>(163 ページ)</p> <p>(1) 研究科の管理運営 (中略)</p> <p>② 管理運営体制</p> <p>研究科には、研究科教授会、教育クラスター運営委員会の教学面に関わる委員会を設置する。所掌する業務は以下のとおりである。</p> <p>ア. 研究科教授会</p> <p>研究科における教育課程の編成、学生の入学・課程の修了、学位の授与などの研究科の教育研究に関する重要な事項を審議するため、<u>研究科の専任教授で構成される「創成科学研究科教授会」を置く。なお、教授会は原則として毎月1回定期的に開催する。</u></p> <p>(以下略)</p>

<p><u>各専攻教授会は、当該専攻の専任教授（教授会が必要と認める教員を含む。）で組織し、当該専攻の教育課程の編成、学生の入学・課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する事項を審議する。</u></p> <p>（以下略）</p> <p>（197 ページ）</p> <p>② 臨床心理学専攻 （中略）</p> <p>イ. 管理運営体制</p> <p>本専攻全体を管理運営する目的で、臨床心理学専攻教授会、運営会議、教務入試委員会、FD 委員会等の<u>教学面に関わる主要な委員会を設置して機能させる体制とする。それらが所掌する業務と構成は以下のとおりである。</u></p> <p>（ア）臨床心理学専攻教授会議</p> <p>本専攻における教育課程の編成、学生の入学・課程の修了、学位の授与等、<u>本専攻の教育研究に関する重要な事項を審議するため、本専攻の専任教員で構成される「臨床心理学専攻教授会」を置く。なお、専攻教授会は、必要に応じて研究科代議員会に審議・議決を付託することができる。また、専攻教授会は原則として毎月1回定期的に開催する。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（164 ページ）</p> <p>② 臨床心理学専攻 （中略）</p> <p>イ. 管理運営体制</p> <p>本専攻全体を管理運営する目的で、臨床心理学専攻教授会、運営会議、教務入試委員会、FD 委員会を置き、<u>組織の円滑な運営を図る。</u></p> <p>（ア）臨床心理学専攻教授会</p> <p>本専攻における教育課程の編成、学生の入学・課程の修了、学位の授与等、<u>専攻の教育研究に関する重要な事項を審議するため、「教授会」を置く。教授会は、本専攻の専任教員から構成される。なお、教授会は原則として毎月1回定期的に開催する。</u></p> <p>（以下略）</p>
--	--

（新旧対照表）学則（12, 55 ページ）

新	旧
<p>（12ページ）</p> <p>○徳島大学大学院学則（案） （中略）</p> <p>第9章 運営組織 （教授会）</p> <p>第32条 大学院の管理運営のため、研究部及び<u>教育部並びに創成科学研究科各専攻に教授会を置く。</u></p> <p>2 前項の教授会については、別に定める。 （以下略）</p>	<p>（12ページ）</p> <p>○徳島大学大学院学則（案） （中略）</p> <p>第9章 運営組織 （教授会）</p> <p>第32条 大学院の管理運営のため、研究部及び<u>研究科等に教授会を置く。</u></p> <p>2 前項の教授会については、別に定める。 （以下略）</p>

<p>(55ページ)</p> <p>○徳島大学大学院創成科学研究科規則 (案)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 徳島大学大学院創成科学研究科 (以下「本研究科」という。)に関する事項は、徳島大学大学院学則 (以下「学則」という。)及び徳島大学学位規則 (以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本研究科に関する事項は、徳島大学大学院創成科学研究科の各専攻に置く教授会又は徳島大学大学院創成科学研究科代議員会 (以下「教授会等」という。)が定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(55ページ)</p> <p>○徳島大学大学院創成科学研究科規則 (案)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 徳島大学大学院創成科学研究科 (以下「本研究科」という。)に関する事項は、徳島大学大学院学則 (以下「学則」という。)及び徳島大学学位規則 (以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本研究科に関する事項は、徳島大学大学院創成科学研究科教授会 (以下「教授会」という。)が定める。</p> <p>(以下略)</p>
--	--

(新旧対照表) 教授会規程 (1, 6 ページ)

新	旧
<p>(1ページ)</p> <p>○徳島大学大学院教育部等教授会通則 (案)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、徳島大学大学院学則第32条第2項の規定に基づき、<u>教育部及び創成科学研究科各専攻</u> (以下「教育部等」という。)に置く教授会 (以下「教授会」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項等)</p> <p>第2条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長並びに研究科長及び教育部長 (以下この項</p>	<p>(1ページ)</p> <p>○徳島大学大学院研究科等教授会通則 (案)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、徳島大学大学院学則第32条第2項の規定に基づき、<u>研究科及び教育部</u> (以下「研究科等」という。)に置く教授会 (以下「教授会」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項等)</p> <p>第2条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科等の長 (以下この項において「学</p>

において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 教育部等の長
- (2) 当該教育部等を担当する教授

2 教授会の組織には、当該教育部等において授業又は研究指導を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、教育部等の長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって教育部等の定める割合以上の構成員の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって教育部等の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(代議員会等)

第6条 教授会は、その定めるところにより、構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とする

長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 研究科等の長
- (2) 当該研究科等を担当する教授

2 教授会の組織には、当該研究科等において授業又は研究指導を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科等の長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって研究科等の定める割合以上の構成員の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって研究科等の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(代議員会等)

第6条 教授会は、その定めるところにより、構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とする

<p>ことができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、教授会の議を経て<u>教育部</u>等の長が別に定める。</p> <p>2 <u>教育部</u>等の長は、前項により定めたときは、学長に報告しなければならない。</p> <p>(以下略)</p> <p>(6ページ)</p> <p>○徳島大学大学院創成科学研究科<u>専攻</u>教授会細則 (案)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、徳島大学大学院研究科等教授会通則（以下「通則」という。）第7条第1項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）の各<u>専攻</u>に置く<u>教授会</u>（以下「<u>専攻教授会</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 各専攻に、次に掲げる<u>専攻教授会</u>を置く。</p> <p>(1) <u>地域創成専攻教授会</u></p> <p>(2) <u>臨床心理学専攻教授会</u></p> <p>(3) <u>理工学専攻教授会</u></p> <p>(4) <u>生物資源学専攻教授会</u></p> <p>2 <u>専攻教授会</u>は、<u>研究科</u>の各<u>専攻</u>において授業又は研究指導を担当する<u>専任</u>の教授をもって組織する。</p> <p>3 <u>専攻教授会</u>が必要と認めるときは、前項に掲げる以外の者を加えることができる。</p> <p>(会議の開催日)</p> <p>第3条 <u>専攻教授会</u>は、原則として、毎月（8月を除く。）第<u>2</u>木曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日とする。）に開催する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p>	<p>ことができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、教授会の議を経て<u>研究科</u>等の長が別に定める。</p> <p>2 <u>研究科</u>等の長は、前項により定めたときは、学長に報告しなければならない。</p> <p>(以下略)</p> <p>(6ページ)</p> <p>○徳島大学大学院創成科学研究科教授会細則 (案)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、徳島大学大学院研究科等教授会通則（以下「通則」という。）第7条第1項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科教授会（以下「教授会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 教授会は、徳島大学大学院創成科学研究科において授業又は研究指導を担当する教授をもって組織する。</p> <p>(会議の開催日)</p> <p>第3条 教授会は、原則として、毎月（8月を除く。）第<u>3</u>木曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日とする。）に開催する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p>
--	--

<p>(提案事項の提出)</p> <p>第4条 <u>専攻</u>教授会に提案を希望する事項があるときは、開催日の3日前までに<u>専攻長</u>に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>(開催通知)</p> <p>第5条 議題は、開催日の2日前までに構成員に通知する。ただし、追加又は緊急を要する議題については、この限りでない。</p> <p>(会議の記録)</p> <p>第6条 議事は、すべてその要旨を記録しておくものとする。</p> <p>(研究科代議員会)</p> <p>第7条 <u>研究科</u>の円滑な運営を図るため、<u>研究科</u>に、通則第6条第1項に規定する<u>研究科代議員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>専攻</u>教授会は、<u>研究科代議員会</u>の議決をもって、<u>専攻</u>教授会の議決とする。</p> <p>3 <u>研究科代議員会</u>について必要な事項は、<u>研究科長</u>が別に定める。</p> <p>(議事及び運営の細目)</p> <p>第8条 <u>専攻</u>教授会の議事及び運営の方法について、通則及びこの細則に規定されていない事項については、その都度<u>専攻</u>教授会において決定する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この細則に定めるもののほか、<u>専攻</u>教授会について必要な事項は、<u>専攻</u>教授会の議を経て<u>研究科長</u>が別に定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(提案事項の提出)</p> <p>第4条 教授会に提案を希望する事項があるときは、開催日の3日前までに<u>研究科長</u>に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>(開催通知)</p> <p>第5条 議題は、開催日の2日前までに構成員に通知する。ただし、追加又は緊急を要する議題については、この限りでない。</p> <p>(会議の記録)</p> <p>第6条 議事は、すべてその要旨を記録しておくものとする。</p> <p>(代議員会)</p> <p>第7条 <u>教授会</u>の円滑な運営を図るため、<u>教授会</u>に、通則第6条第1項に規定する代議員会を置く。</p> <p>2 教授会は、代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。</p> <p>3 代議員会について必要な事項は、教授会の議を経て、<u>研究科長</u>が別に定める。</p> <p>(議事及び運営の細目)</p> <p>第8条 教授会の議事及び運営の方法について、通則及びこの細則に規定されていない事項については、その都度教授会において決定する。</p> <p>(細則の改廃)</p> <p>第9条 <u>この細則の改廃は、構成員の3分の2以上の同意を要する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この細則に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、教授会の議を経て<u>研究科長</u>が別に定める。</p> <p>(以下略)</p>
---	---

(改善事項) 創成科学研究科 臨床心理学専攻 (M)

1 4. <教員組織の継続性が不明確>

実習水準の確保の方策として、公認心理師受験資格取得の目的の実習先には「心理技術者（当面は臨床心理士，その後は公認心理師）」が配置されている施設へ依頼するとしているが、当該実習科目に関しての科目評価等については、公認心理師資格取得者が行うことが望まれるが、本専攻の教員組織の継続性の観点から、教員組織がどのように継続的に配置されるのかを明確に説明すること。

(対応)

意見にあるように、公認心理師資格を取得した教員の組織的配置については記載が無かった。教員の定年，異動によって欠員が生じた場合，欠員が生じた分野について，公認心理師を取得した教員を継続的に配置する必要がある。この点および公認心理師資格の取得状況について，当該箇所に加筆した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (126 ページ)

新	旧
<p>(126 ページ)</p> <p>② 臨床心理学専攻</p> <p>イ. 教員組織の編成</p> <p>本専攻では、臨床心理学とその関連領域に関する幅広い知識と論理的思考力を備え、心の健康の回復と保持増進の観点から、地域社会の構築に貢献できる人材を養成するために、臨床心理学とその関連分野を専門とする教員を、臨床心理士・公認心理師の資格取得への対応という観点も踏まえ配置する。</p> <p><u>教員の定年，異動によって欠員が生じた場合，欠員が生じた分野について，公認心理師を取得した教員を採用し，継続的に配置する。なお，現在，8名の臨床心理士教員が在籍しているが，その内の7名が公認心理資格を取得しており，残り一人も，今年度に受験する予定である。</u></p>	<p>(105 ページ)</p> <p>② 臨床心理学専攻</p> <p>イ. 教員組織の編成</p> <p>本専攻では、臨床心理学とその関連領域に関する幅広い知識と論理的思考力を備え、心の健康の回復と保持増進の観点から、地域社会の構築に貢献できる人材を養成するために、臨床心理学とその関連分野を専門とする教員を、臨床心理士・公認心理師の資格取得への対応という観点も踏まえ配置する。</p>